

## 災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書（案）

久喜市（以下、「貸主」という。）、●●●（以下、「借主」という。）とは、貸主、借主間で締結した令和●年●●月●●日付「市有財産賃貸借契約書」（以下、「原契約」という。）に基づき設置した本覚書第1条記載の借主所有の自動販売機（以下、「本件自販機」という。）の災害時における取り扱いにつき、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害時における別添災害対応型自動販売機リストの本件自販機内の在庫商品の提供について、必要な事項を定める。

### （災害の定義）

第2条 本覚書において「災害」とは、本件自販機の設置場所において震度5強以上の地震又は同等以上の天災が発生し、貸主に災害対策本部が設置された場合をいう。

### （専用鍵の貸与等）

第3条 借主は、貸主が本件自販機を3年設置することを条件として、貸主に対し本件自販機の専用鍵（以下、「専用鍵」という。）を貸与する。

- 2 貸主は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を借主に通知するものとし、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理する。
- 3 貸主は、貸主が専用鍵を毀損、紛失等することにより本件自販機内の商品が毀損、紛失等した場合、直ちに借主に通知するとともに専用鍵及び当該商品の代金を負担する。
- 4 貸主は、前項の他、本件自販機に損傷又は故障その他の異常を認めた場合は、直ちにその旨を借主に通知する。

### （商品の提供）

第4条 第2条の災害が発生した場合、貸主は、専用鍵を使用して本件自販機内在庫する商品の提供を受けることができる。

- 2 貸主は、前項の商品の提供を受ける場合、事前に借主に対し書面によって要請し、借主の承諾を得なければならない。ただし、災害の状況によりこれが不可能と客観的に判断される場合には、口頭等での要請又は事後の書面による報告で足りる。
- 3 第1項によって提供される商品は災害発生時に本件自販機内在庫する商品のみ（1回限り）とし、災害発生後に補充した商品は対象外とする。
- 4 第1項によって提供された商品は借主の負担とする。

### （譲渡等の禁止）

第5条 貸主は、本件自販機を第三者に譲渡、貸与し、又は担保に供してはならない。

- 2 貸主は、本覚書及び本覚書から生じる全部又は一部の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から本件自販機が撤去されるまでとする。  
2 理由の如何を問わず、本覚書が終了した場合、貸主は、専用鍵を借主に直ちに返却する。

(解除)

第7条 借主は、貸主が本覚書もしくは原契約の各条項に違反したとき又は原契約の解除条項に該当したときには、何らの通知催告を要せずして、直ちに本覚書を解除することができるほか、自らが被った損害の賠償を求めることができる。

(協議)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義を生じた条項については、貸主、借主は誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、貸主、借主記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

貸主 久喜市

久喜市長 梅田修一

借主

(第1条関係)

【災害対応型自動販売機リスト】

確認日 年 月 日

No	設置場所	所管	機種	管理番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				